



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

（社）日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第5号
2007年9月

ADR 促進法の施行を迎えて～仲裁人協会の課題

（社）日本仲裁人協会理事長 谷口安平

今年4月からADR促進法が施行されている。どのような、そしてどれだけの私的ADR機関が政府の認証を受けて活動することになるのか、皆が注目している。ADR促進法は言うまでもなくいわゆる司法改革の一環である。1999年の司法改革審議会の設置に始まる今回の改革は、明治期以来の日本現代法史における第三度目の大改革であるが、前二回のそれと大いに性格を異にしている。日本法の近代化・西欧化とその中での民事紛争処理制度の歩みを振り返り、今日の状況について認識を新たにしてみたい。

明治期の法制改革は政治体制の根本的変革を伴う極めて大規模なものであったが、日本人だけの手によるものではなかった。その主要部分はいわゆるお雇い外国人と呼ばれる人たちによってなされ、日本人はその作業を補助することを通じて西洋法の何たるかを同時に学んだのであった。真の意図が何であったかはともかく、改革の方向そのものは新政府が自ら選んだものであった。第二回目の改革は敗戦後のそれである。実質的にはアメリカによる占領であった連合軍支配下において、有無を言わさぬ「民主化」という名のアメリカ化が行われた。占領軍の方針のもとで多くの日本人法律家が新制度の成立に携わったが、占領軍の意向に反することはできなかった。これに対して、今回の司法改革は日本人自身のイニシアティブにより日本人自身によって成し遂げられた。明治以来百数十年の間に我々は大陸法と英米法の洗礼を受け、これを消化してその上に独自のシステムを築こうとしているのである。今回の司法改革によって作られた諸制度には外国に範をとったものも少なくない。しかし、それは我々自身の選択であるだけでなく、その内容には我々自身の近代法における経験の蓄積とその間に諸外国の経験から学んだものが盛り込まれているのである。

このような観点から新ADR法を見ると、いろいろな想いが浮かぶ。明治までの日本社会には近代的な意味での法は存在しなかった。そのことは、明治初年にフランス民法典の翻訳を命じられた箕作麟祥が「droit（権利）」の語の翻訳に窮したことに典型的に顕れている。それに相当する概念が当時の日本語に存在しなかったからである。江戸時代にも民事裁判は行われていた。しかし、伝えられる大岡越前守の名裁判は「権利」が確立していなかったからこそあり得たことであった。この時代の民事裁判の特徴として、明治期に東京に滞在して江戸時代の法制を研究したアメリカの法学者ウイグモアは、和解の原則、非公開原則、先例拘束原則を挙げている。それぞれ今日に及ぶ含蓄を含んでいるが、ADR促進法との関係

では和解の原則が重要である。江戸時代の民事裁判では裁判官は当事者に和解を迫るばかりで一向に判決を下そうとしなかったことが、当時の原告の日記からも明らかになっている。一般の民事事件で判決を下すような裁判官は不適格かつ無能と考えられた。

明治政府は旧制度を廃止し、西洋式の裁判所を設立したが、明治8年には「勸解（かんかい）」という制度を新設して実質的な旧制度の温存を図った。新しい民事訴訟制度ができるまで、これが実質的に民事訴訟の役割を果たしたと見られている。文字通り和解を勧める手続であるが、川島武宜はそれが江戸時代の恐れられる奉行所の性格も承継していたと指摘している。江戸時代には民事事件と刑事事件の区別がなかったから、例えば被告が詐欺の抗弁をすると、原告が直ちに犯人として逮捕される、という事態も起こり得た。奉行は警察の長でもあった。人は誰でも少しは後ろめたいところを持っているから、訴訟は避けるべきものという意識が一般化したのも理由のあることであつた。明治5年頃に、司法の近代化に努めていた司法卿江藤新平が、民事と刑事をまだ混同しているので止めるよう指令を出していることをみても、当時の様子が想像できる。勸解は明治23年の民事訴訟法制定によって廃止されたが、当時の法学界の重鎮であつた江木衷は、古来の伝統を守ってきた勸解を廃止して権利主張を助長する民事訴訟だけになったのは遺憾だと述べていた。

このような潮流の中で、その後約30年を経て最初の調停法である借地借家調停法（大正11年）が制定されたのは偶然ではなかつた。これはある意味では勸解の復活でもあつた。調停委員の関与があるものの、裁判官が主導して裁判所で行われる手続であり、一般市民から訴訟と明確に区別されて認識されなかつたとしても無理はない。江戸時代には奉行自身が法廷に出ることは少なく、通常は留役と称する下級役人が事件を担当して和解を奨めたが、伝統的意識によって調停を進めることを期待された調停委員はまさに留役の近代版であつた。調停は度重なる立法によってその守備範囲を拡大し（小作、商事、金銭債務、人事、鉱害など）、戦後改革を生き延びて1951年には民事調停法に統一され、他方これに先立ち家庭裁判所の新設と家事審判法により家事調停ができたのが1947年であつた。その後も新たな社会問題が起こるごとに、これを適切に処理することが期待されて新たな調停類型が新設されてきたのであつた。交通調停、公害調停、そしてクレサラ問題のための特別法による特定調停、さらに賃料値上げ紛争における調停前置、等々である。

裁判所以外の調停も作られたがほとんどは官製のものであつた。労働関係調整法による労働委員会の調停・斡旋、公害紛争処理法による公害等調整委員会による調停、建設業法による建設工事紛争審査会による斡旋・調停などである。他方で、民事訴訟法により1890年来法制化された仲裁は戦前に同業団体による仲裁がかなり行われていたようであるが、戦後の占領政策のもとで海運集会所の仲裁以外はすべて廃止となり、新たにアメリカ仲裁協会（AAA）を範として国際商事仲裁協会（現在は日本商事仲裁協会と改称）が業界を横断する組織として作られたが、今日に至るも事件数は多くない。仲裁の分野でも、建設業法による前記建設紛争審査会による官製の仲裁が事件数では圧倒している状態である。

私的なADR組織としては1970年代に作られた交通事故紛争処理センターがユニークである。被害者と保険会社の間で合意（調停）が成立しないと、中立的第三者（弁護士）による裁定が行われるが、これは片面的仲裁ともいふべきもので保険会社はこれに拘束されるが被害者は裁判所に訴えてより多額の賠償を得る余地がある。しかし、裁定は裁判所と同じ基準で行われるので、多くの事件が裁定で決着している。1990年代から東京第二弁護士会が口火を切り、各地の弁護士会が追従して仲裁センターを設立した。その名称にかかわらず実際に行われているのは調停である。同種のものとして日弁連と弁理士会が1998年

に設立した工業所有権仲裁センター（2001年に日本知的財産仲裁センターと改称）もあるが、いずれも裁判所の調停と比べれば利用度は低い。弁護士会や弁理士会が私的な団体であるとすれば、これらがほとんど唯一の私的な調停といえる。

このような中で2001年に出された司法改革審議会の報告書は、日本でも私的なADRが促進されるよう提言した。司法改革推進本部で立法の審議が始まったが、予想外に難航したのであった。どのような者または組織がADRの主催者となることができるか、弁護士法第72条が和解や仲裁について弁護士の独占を認めていることとの関係をどうするか、これと関係して、新たなADRにおける当事者の代理人たる資格をどのように規制するか、申立ての効果や成立した合意の協力、等々の難問を解決しなければならなかったからである。また、一般市民が利用する制度であるから、暴力団などがこれに介入することは禁じなければならない。そこでADRサービスを提供しようとする個人または団体は政府の認証を受けるべきであるとの結論が出されたが、これに対しては外国の仲裁機関から異議が出た。パリに本部のあるICC（国際商業会議所）仲裁裁判所は私的組織であるが、世界中で仲裁を主宰しており、日本でも常時数件が係属している。ICCは日本政府の認可を受けなければ日本で仲裁事件ができなくなることに異議を唱え、これに賛同する在日の外国弁護士が反対運動を展開し、結局新ADR法の守備範囲から仲裁は除かれることになった。ADRは通常の意味では仲裁を含むと理解されてきたにも拘わらず、簡単にこのような結論になった背景には、日本では調停に比して仲裁がいわば取るに足りない重要性しか持ち得ないと見られたこともあるのであろう。

このような紆余曲折を経て成立したADR促進法であるが、そのもとで行われる調停は従来の裁判所付属の調停と比べると効力の点で見劣りのするものとなった。裁判所の調停は成立すると調停調書は執行力を持ち、約束が守られないときは強制執行を行うことができるが、ADR促進法によって認証を受けた機関で成立した調停にはそのような効力はない。法律的な効力として重要なのは、申立てに裁判所の調停申し立てと同等の時効中断効が認められているだけである（他に、調停前置の代替と訴訟手続の中止がある）。そうすると、執行力を望む場合には、ADR促進法のもとで成立した調停を裁判所による調停調書にしてみらうために、改めて裁判所の調停を申し立てるということになりかねない。現に弁護士会の仲裁センターによる調停においては、必要に応じて、成立した話合いに基づいて裁判所の調停調書あるいは即決和解の調書を作ることが行われているということである。

ADR促進法によるADR組織の認証が一段落し、各種の組織が活動を始めたときにどのような結果になるか予断を許さない。勸解から始まって裁判所を中心舞台として展開してきた日本のADRの在り様に基本的な変革をもたらすことになるのか、或いはせいぜいその下請または前座的な役割に甘んじることになるのか、或いは将来の経過をみて、今日の裁判所の調停と同様の強い効力が私的な機関による調停にも与えるような立法が行われるのか、注目したい。これは、我々仲裁人協会のメンバーにとっては他人事ではない。仲裁人協会は仲裁だけでなくすべてのADRに関わる方々を会員としている。我々が進めつつある啓蒙活動、研修・研究活動の成果がADR促進法運用の実績とその命運に反映されることになるからである。我々は民事紛争の訴訟によらない解決がもつ独自の価値を改めて再認識し、その価値の促進のために何を実践することが有効かについて議論を深めなければならない。明治以来、否、江戸時代以来の伝統を超えられるかどうかは我々の努力にかかっているところが大きい。

2007 年度総会のご報告

事務局長 矢吹 公 敏

平成 19 年 3 月 7 日弁護士会館クレオにおいて、「仲裁人の日記念パネル・ディスカッション」に引き続き、2007 年度通常総会が開催されました。出席は、本人出席 48 名、代理人出席 103 名および議決権行使書提出 38 名でした。

冒頭、谷口理事長から開会宣言がなされ、2006 年 12 月 31 日現在の会員数が 311 名（個人 307 名、法人 3 名、賛助会員 1 名）であることが報告された後、議事に入りました。



定款 20 条に従い、2006 年度の事業報告および収支決算、2007 年度の事業計画および収支予算ならびに貸借対照表・貸借対照表について、それぞれ事務次長から説明の上で、承認をいただきました（会計報告は監査報告書とともになされました）。研修部会では、調停人研修講座に引き続き仲裁人研修が実施される予定であり、また関西支部でも同研修が予定されていることが報告されました。今後、仲裁人検定の実施について検討される予定です。研究部会では各研究会の活動が報告され、仲裁人倫理規程を近日中に採択に付すこと、および出版事業でも「仲裁・ADR フォーラム (Arbitration & ADR Forum)」が発行される予定であることが報告されました。以上のご承認をいただき、総会を閉会いたしました。

研究部会の活動について

研究部会 穴戸一樹

1 研究事業

研究部会では、2006年度の研究事業として、ほぼ月一回の頻度で研究会が開催され、「日本のドメイン名紛争処理の研究」及び「取り消された仲裁判断の承認執行」というテーマについて、我が国における仲裁・ADRに対して理論と実務の両側面から深い考察が加えられたほか、「ISO（国際標準化機構）におけるADR国際規格案」や国際商事仲裁の最新事情等について、国外にも視野を広げた検討・研究が行なわれました。

また、研究部会が別途推進している仲裁人協会倫理規程ワーキンググループについて、2006年6月14日と2006年11月28日の2度にわたってその活動の成果等が発表され、また会員間で活発な議論が交わされました。

2007年度は、これまでに開催された研究会における活動の成果を踏まえて、仲裁判断の既判力の問題、国際建設仲裁、ADR法の現在の状況及び認証制度の運用等の各種テーマについて更に活発な議論・研究がなされることが期待されています。

2 部会活動

研究部会では、仲裁人倫理規程ワーキンググループを設置し、仲裁人が実務上直面する各種の問題（仲裁人の資格、公正独立性、利害関係開示、当事者との接触・交信、守秘義務、報酬、仲裁費用、和解の試み等）について、当協会独自のガイドライン（倫理規程）を策定すべく1年以上にわたって検討を重ねて参りました。

上記倫理規程は、2007年度中には当協会名で正式に公布される予定です。

このほか、研究部会仲裁人分科会幹事会では、当協会の研究の成果を取りまとめ、継続雑誌として出版することを企画し、その具体的方法等について検討を行なってきました。これについては、2007年5月を目処に「仲裁・ADRフォーラム (Arbitration & ADR Forum)」という名称で出版される予定です。

また、国際法曹協会 (IBA) が作成したコンフリクト・ガイドラインについて、研究部会のメンバーを中心として日本語翻訳を作成し、日本仲裁人協会の公式日文訳としてIBAに提出されました。

研修部会の活動報告

研修部会 緒方 絵里子

1 研修事業

(1) 調停人研修講座

研修部会では、2006年度研修事業として、2006年12月7日から2007年1月11日までの間、「調停人養成講座（基礎編）」を実施し、25名が受講いたしました。本講座では、2004年度に商事調停ワーキンググループが経済産業省産業政策局及び社団法人日本商事仲裁協会とともに調停人養成教材作成委員会を設置して作成した「調停人養成プログラム（基礎編）」を使用いたしました。講師は調停人養成教材作成委員会の委員が担当いたしました。「調停人養成プログラム（基礎編）」を实践する講座として大変意義のある講座となりました。

なお、2007年度研修事業として、2007年10月5日から11月30日までの間、「調停人養成講座（中級編）」（全6回）を実施する予定です。

(2) 仲裁人研修課程

研修部会では、下記の「仲裁人検定制度」を実施するために、「特定会員」及び「普通会員」の認定に必要な習得科目の講座である2005年度仲裁人研修課程を、2005年12月13日から2006年3月10日までの間、実施し、20名が受講いたしました。

なお、2007年4月3日から6月13日までの間、2007年度仲裁人研修課程を実施しております。

2 部会活動

(1) 仲裁人検定ワーキンググループ及び仲裁人検定委員会

「仲裁人検定制度」に基づき、仲裁人検定委員会を発足させ、2006年7月27日及び8月3日に2005年度仲裁人研修課程修了者に対し、さらに2006年10月3日に2004年度仲裁人研修課程修了者に対し、「仲裁人検定試験」を実施いたしました。その結果、「普通会員」に5名、「特定会員」に2名が合格しました。

(2) 仲裁人研修ワーキンググループ

仲裁人研修ワーキンググループでは、上記の2005年度仲裁人研修課程開講のための準備をいたしました。

(3) 民事調停ワーキンググループ

民事調停ワーキンググループでは、上記の「調停人養成講座（基礎編）」開講のための準備をいたしました。

(4) 商事調停ワーキンググループ

当部会の商事調停ワーキンググループは、経済産業省産業政策局及び社団法人日本商事仲裁協会とともに調停人養成教材作成委員会を設置し、2004年度には「調停人養成教材（基礎編）」を作成し、2005年度には「調停人養成教材（中級編）」を作成いたしました。2006年度は経済産業省産業政策局及び社団法人日本商事仲裁協会と当協会との共催でこれらのプログラムを使用して岡山市及び山形市において調停人養成講座を開催いたしました。さらに上記のプログラムを補完するテキストを作成し、2007年4月には、インターネットを利用したE-ラーニング講座を社団法人日本商事仲裁協会のウェブサイト（<http://www.e-jcaa.com/>）上で開講しました。

仲裁の日記念行事 パネルディスカッションご報告

「仲裁条項の意義と及ぶ範囲 ～リング・リング・サーカス事件を題材に」



2007年3月7日、日本仲裁人協会2007年度通常総会に先立ち、同日17時より18時30分までの1時間半、「仲裁条項の意義と及ぶ範囲」をテーマとして、コーディネーターを井原一雄弁護士、パネリストを岡田春夫弁護士、垣貫ジョン弁護士、手塚裕之弁護士(50音順)とする仲裁の日記念行事パネルディスカッションが開催されました。

パネルディスカッション開催に先立ち、谷口安平理事長から開催の辞をいただきました。

岡田春夫弁護士にリング・リング・サーカス最高裁判例(平成9年9月4日 民集51巻8号3657頁)の概略及び仲裁条項の意義についてご説明頂いたうえで、当該判例を素材として実務における仲裁条項の主観的・客観的適用範囲、仲裁条項の解釈等につき議論して頂きました。

関西支部便り

関西支部 事務局長 児玉実史

今回は、本年(2007年)2月28日に大阪で開催した第4回国際商事仲裁セミナー「仲裁人をめぐる諸問題」の模様をご紹介します。前半は3本の講演です。小原正敏弁護士は、「仲裁人の役割と権限について」と題して、仲裁人の全体像についての解説をされ、石川正弁護士には「仲裁審理の運営の実務」とのタイトルで、裁判よりも早くてよい紛争解決を実現するための仲裁人の努力について具体的にお話をいただきました。また、ラインハルト・ノイマン弁護士から、「仲裁人の独立と仲裁人による和解」というテーマで、第三仲裁人の資質論や、ご自身が仲裁人として経済的に妥当な結果を出すために積極的に和解に取り組んでいるとの報告がなされました。後半は、3名の講演者に大本俊彦・京大教授を加えたパネルディスカッションが行われ、大本教授の建築仲裁に関するケースマネジメントの具体例の紹介を皮切りに、ディスカバリへの対応、立証、裁判所による援助、仲裁人による和解の適否や仲裁機関ごとの和解への対応の違いなど、幅広いテーマにわたって熱のこもった議論が展開されました。

なお、関西支部では、7月4日から仲裁人研修講座(全10回)を開催しているほか、また9月25日には大阪市とサンフランシスコ市の姉妹都市提携50周年の記念事業の一環として、日米間の仲裁・ADRに関するセミナーを開催する予定にしております。多数のご参加をお待ちしております。

社団法人日本仲裁人協会の歩み

2005年10月～2007年5月

2005年

- 10月21日：谷口理事長が就任（理事会選任）
- 10月31日：研修部会
- 11月9日：社団法人日本仲裁人協会設立総会・常務理事会
- 11月17日：研究部会仲裁分科会研究講座「仲裁における証拠法の問題Ⅰ～国際仲裁における秘匿特権・秘密保持～」(手塚裕之会員)
- 11月24日：研究部会幹事会
- 12月5日：法務大臣による社団法人設立認可。社団法人日本仲裁人協会が設立
- 12月13日：仲裁人研修課程（全10講）を開講
- 12月15日：関西支部総会

2006年

- 1月13日：社団法人として第1回理事会を開催。谷口安平理事長外、8名の常務理事を選任し、評議員22名、顧問の委嘱を決定した。なお、仲裁人検定制を制定。
- 1月23日：研究部会仲裁分科会研究講座「仲裁における証拠法の問題Ⅱ～仲裁における証拠収集～」(古田啓昌会員)
- 2月21日：役員・評議員・顧問・事務局等の協会運営関係者の懇談会開催
- 2月23日：研究部会幹事会
- 3月1日：社団法人日本仲裁人協会設立祝賀会（記念式典・記念パーティー）を執り行う。式典において杉浦正健法務大臣より祝辞を賜る。
- 3月1日：研究部会倫理規程 W.G.
- 3月9日：第1回常務理事会、研修部会
- 3月10日：第2回仲裁人研修課程終了
- 3月17日：研究部会仲裁分科会研究講座「仲裁における証拠法の問題Ⅲ～仲裁における鑑定および専門家証人～」(出井直樹会員、酒井ひとみ会員)
- 3月29日：研修部会
- 4月11日：研究部会倫理規程 W.G.
- 4月12日：検定委員会
- 5月8日：研修部会
- 5月11日：第2回理事会、研究部会倫理規程 W.G.
- 5月16日：研究部会幹事会
- 5月31日：2006年度通常総会を開催：記念講演（大川宏会員）
- 6月8日：検定委員会
- 6月12日：民事調停研修会
関西支部第1回国際商事仲裁セミナー
- 6月14日：第3回理事会、研究部会研究講座：仲裁人倫理規程の検討

- 7月5日：研修部会
- 7月6日：研究部会幹事会
- 7月13日：研究部会研究講座「日本のドメイン紛争処理の検討」(早川吉尚会員)
- 7月20日：研究部会倫理規程 W.G.
- 7月24日：研究部会幹事会
- 7月25日：検定委員会
- 7月27日：第1回仲裁人検定試験（2日目は8／3に実施）
- 9月6日：第2回常務理事会を開催
- 9月14日：研究部会研究講座「取り消された仲裁判断の承認執行」(小川和茂氏)
- 9月19日：研修部会
- 10月3日：第2回検定試験
関西支部第2回国際商事仲裁セミナー「国際契約における仲裁条項」
- 10月16日：研究部会研究講座「ISO（国際標準化機構）におけるADR国際規格案」(山田文氏)
- 11月6日：研修部会
- 11月22日：研究部会幹事会
- 11月28日：仲裁人倫理規程の検討Ⅱ
- 12月1日：第4回理事会
- 12月7日：調停人養成講座(初級編)開講(全5講)
- 12月8日：関西支部総会及び第3回国際商事仲裁セミナー「国際商事仲裁の最新事情」

2007年

- 1月11日：調停人養成講座（初級編）終了
- 1月12日：研修部会
- 1月29日：仲裁判断の既判力（古田啓昌会員）
- 2月1日：研修部会
- 2月7日：第5回理事会
- 2月20日：研究部会研究講座「国際建設仲裁について」(大本俊彦会員)
- 2月28日：関西支部第4回国際商事仲裁セミナー「仲裁人をめぐる諸問題」
- 3月7日：2007年度通常総会／仲裁の日記念パネルディスカッション
- 3月16日：研究部会研究講座「UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法の2006年改正とUNCITRAL 仲裁規則改正作業の動向」(三木浩一会員)
- 3月19日：研究部会幹事会
- 3月26日：研修部会
- 4月3日：仲裁人実務研修講座開講（全10講）
- 5月11日：研究部会研究講座「ADR法の現在の状況及び認証制度の運用について」(法務省大臣官房司法法制部参事官：内堀宏達氏)